



## 市の中小事業者向け融資制度(事業用資金)をご利用ください

問い合わせ 商工業振興課(☎51・2431)

### ■小口事業資金

#### 〈通常資金〉

**対象** 市内の中小事業者 **限度額** 1事業者につき3千万円以内 **返済期間/利率** 「運転資金・設備資金」3年以内/年1.5%、5年以内/年1.6%、7年以内/年1.7% **「設備資金のみ」**10年以内/年1.8%

### ■創業支援資金

**対象** 市内で新たに事業を始める方または事業を始めて間もない方 **限度額** 1事業者につき1500万円以内 **返済期間/利率** 「運転資金・設備資金」3年以内/年1.1%、5年以内/年1.2%、7年以内/年1.3% **「設備資金のみ」**10年以内/年1.4%

### ■愛知県小規模企業等振興資金

**〈通常資金〉**  
**対象** 県内の中小事業者 **限度額** 5千万円以内 **返済期間/利率** 「運転資金・設備資金」3年以内/年1.6%、5年以内/年1.7%、7年以内/年1.8%

### 〈小口資金〉

**対象** 県内の中小事業者 **限度額** 1250万円以内(申込融資額を含めた信用保証付融資残高が1250万円以内であること)

**返済期間/利率** 「運転資金・設備資金」3年以内/年1.3%、5年以内/年1.4%、7年以内/年1.5%

### ■中心市街地商業活性化資金

**対象** 豊橋市中心市街地活性化基本計画に定める中心市街地区域内で小売業、卸売業またはサービス業を営む中小事業者 **限度額** 1事業者につき5千万円以内(設備資金は中心市街地区域内の設備に限る) **返済期間/利率** 「運転資金・設備資金」3年以内/年1.4%、5年以内/年1.5%、7年以内/年1.6% **「設備資金のみ」**10年以内/年1.7%

### ■その他の融資制度

中小企業信用保険法第2条第5項第1号の市長認定を受けている事業者を対象とした経営安定資金、市が発行する罹災証明を受けた自然災害の被災事業者を対象とした災害復旧支援資金など各種制度もあります。詳細はお問い合わせください。

「共通事項」その他 一部の融資制度には、融資利用にあたって必要となる信用保証料に対して補助があります



相談内容(対象など)	とき/定員(申込順)/担当※敬称略	ところ	問い合わせ(申込期間)
消費生活相談 (消費者トラブル、架空請求など)	月～金曜日(祝・休日を除く) 午前9時～午後4時30分	愛知県東三河消費生活相談室(愛知県東三河総合庁舎1階)	愛知県東三河消費生活相談室☎52・0999 ※電話相談も可
	月～金曜日(祝・休日を除く) 午前10時～午後4時30分	市役所安全生活課(東館2階)	安全生活課☎51・2305 ※電話相談も可
	土・日曜日(祝・休日を除く) 午前9時～午後4時	愛知県消費生活総合センター(愛知県自治センター1階)	愛知県消費生活総合センター☎052・962・0999 ※電話相談も可
行政相談 (国や特殊法人に対する苦情、不満、要望など)	第1～4木曜日(祝・休日を除く)午後1時～3時/行政相談委員	市役所安全生活課(東館2階)	安全生活課☎51・2304 ※電話相談も可

### ■休日(多重)債務整理相談

**とき:** 12月20日(日)午前9時～正午、午後1時～3時 **ところ:** 市役所国保年金課(西館1階) **対象:** 市内在住で、消費者金融やクレジットなどの返済に困っている方(既に完済した方を含む) **内容:** 弁護士による過払い金返還や債務整理についての無料相談 **定員:** 10人程度 **申込先:** 国保年金課(☎51・2288)※状況に応じて当日受け付けも可

# 相 談

相談内容は秘密厳守。気軽にご相談ください。

※記載のない相談費用は無料。申し込みが必要な場合は申込期間が明記してあります

相談内容(対象など)	とき/定員(申込順)/担当※敬称略	ところ	問い合わせ(申込期間)
生活習慣病予防(糖尿病・高血圧など)の栄養相談 (市内在住の方)	①12月24日②1月14日③1月28日の木曜日午前9時～5時/管理栄養士	保健所・保健センター (中野町字中原「ほいっぶ」内)	健康増進課 ☎ 39・9145 (予約制。①は12月22日まで②③は各前日まで)
こころの健康相談 (市内在住で、気分が沈み、眠れないなどのこころの問題で悩んでいる方)	1月7日(木)・21日(木)午後1時～4時/各3人/臨床心理士※相談内容によって、医師や保健師になることがあります	保健所・保健センター (中野町字中原「ほいっぶ」内)	健康増進課 ☎ 39・9145 (予約制。各前々日まで)
子どものための心の相談 (市内小・中学生と保護者)	1月8日(金)・22日(金)午後1時30分～5時30分/鎌倉利光(臨床心理士)	カリオンビル (松葉町二丁目)	教育会館相談室 ☎ 33・2115
精神保健福祉相談 (市内在住で、心の病で悩んでいる方と家族)	1月13日(水)午後1時30分～3時/3人/精神科医	保健所・保健センター (中野町字中原「ほいっぶ」内)	健康増進課 ☎ 39・9145 (予約制。1月8日まで)
歯科健康相談	1月21日(木)午前9時～11時/8人/歯科医師	保健所・保健センター (中野町字中原「ほいっぶ」内)	健康増進課 ☎ 39・9145 (予約制。1月13日まで)
法律相談 (女性)	1月15日(金)午後1時30分～3時30分/4人/弁護士	男女共同参画センター「パルモ」(神野ふ頭町ライフポートとよはし内)	男女共同参画センター ☎ 33・2822(予約制。1月4日からの月～土曜日午前9時～午後3時※祝・休日を除く)
不動産相談 (不動産の売買、賃借などの契約やトラブル、空き家の活用)	1月4日(月)午後1時～4時(1組45分)/4組	市役所安全生活課 (東館2階)	安全生活課 ☎ 51・2304 (予約制。12月21日午前8時30分から)
弁護士による法律相談	1月8日(金)午後1時～4時(1組30分)/6組	つつじが丘地域福祉センター(佐藤五丁目)	豊橋市社会福祉協議会 ☎ 54・0294(予約制)
	1月13日(水)・15日(金)午後1時～4時(1組30分)/6組	市役所安全生活課 (東館2階)	安全生活課 ☎ 51・2304 (予約制。12月28日午前8時30分から)
	1月28日(木)午後1時～4時(1組30分)/6組	牟呂地域福祉センター(牟呂町字内田)	豊橋市社会福祉協議会 ☎ 54・0294(予約制)
	1月28日(木)午後1時30分～3時(1組30分)/3組	愛知県東三河県民相談室(愛知県東三河総合庁舎1階)	愛知県東三河県民相談室 ☎ 52・7337(予約制。1月14日午前9時から)
行政書士による書類作成相談 (契約書、遺言書、遺産分割協議書、農地転用、建築許可など)	1月8日(金)午後1時～3時(1組30分)/4組	市役所安全生活課 (東館2階)	安全生活課 ☎ 51・2304 (予約制。1月6日午後5時15分まで)
司法書士による相続登記相談 (不動産の相続・贈与など)	1月12日(火)午後1時～4時(1組30分)/6組	市役所安全生活課 (東館2階)	安全生活課 ☎ 51・2304 (予約制。12月28日午前8時30分から)
住宅・建築相談 (建築全般・現住居の不具合・増改築・耐震相談など)	1月13日(水)・20日(水)午後1時30分～4時/各3組/建築士	市役所東901会議室 (東館9階)	住宅課 ☎ 51・2602 (予約制。各前日の午後3時まで)
住宅・建築相談 (測量・登記相談など)	1月20日(水)午後1時30分～4時/3組/土地家屋調査士	市役所東901会議室 (東館9階)	住宅課 ☎ 51・2602 (予約制。各前日の午後3時まで)
農家(農事)相談	1月18日(月)午後1時30分～3時30分	市役所農業委員会室 (西館3階)	農業委員会 ☎ 51・2950
市民相談 (生活上の悩み事など)	月～金曜日(祝・休日を除く)午前9時～午後5時(受け付けは午後4時30分まで)	市役所安全生活課 (東館2階)	安全生活課 ☎ 51・2300 ※電話相談も可
警察安全相談 (暮らしの安全に関わる相談)	月～金曜日(祝・休日を除く)午前9時～午後5時	—	警察本部相談コーナー プッシュホン ☎ # 9110、 ダイヤル回線 ☎ 052・953・9110
多重債務者相談 (債務整理の相談など)	月～金曜日(祝・休日を除く)午前10時～午後4時30分	市役所安全生活課 (東館2階)	安全生活課 ☎ 51・2305 ※電話相談も可
	月～金曜日(祝・休日を除く)午前9時～午後4時30分 [弁護士相談]第2・4水曜日午後1時～4時(予約制)	愛知県東三河消費生活相談室(愛知県東三河総合庁舎1階)	愛知県東三河消費生活相談室 ☎ 52・0999 ※電話相談も可